

# 建設工事受注動態統計調査 推計方法の変更について

## ■令和3年4月以降の推計方法

(令和2年1月～令和3年3月までは参考値として再集計)

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数、建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数及び建設工事施工統計調査における未回答業者の欠測値補完方法（※）に基づく乗率を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

（※）建設工事施工統計調査の未回答業者の欠測値補完方法は、行政記録情報（経営事項審査結果）を活用して補完を行った後に、残った部分に関して経済センサスとの照合結果を踏まえたウェイトの調整により補完を行う。

また、報告者のやむを得ない事情等により提出期限から遅れて提出があった調査票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票については、毎年度の年度報の公表に合わせて遡及改定を行い反映することとする。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

## ■平成25年4月～令和3年3月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数及び建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（建設工事施工統計調査の未回答業者は実績なしとして取り扱う。）

なお、報告者のやむを得ない事情等により提出期限から遅れて提出があった調査

票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票は、提出月に実績があったものとして計上している。（※令和元年12月から令和3年3月までは前月分のみ計上）

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。

(注)

上記の調査票の取扱い等の本統計における不適切処理について、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」の報告書（5月13日取りまとめ）で決定された方法に基づき遡及改定を実施公表して参ります。

(参考) 調査開始（平成12年4月）～平成25年3月までの推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。（未回答業者は実績なしとして取り扱う。）

なお、報告者のやむを得ない事情等により提出期限から遅れて提出があった調査票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票は、提出月に実績があったものとして計上している。

大手50社への調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。